

嘱託警察犬審査要領

(捜索救助犬の部)

1 受審資格

- (1) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、日本警察犬協会が示す7犬種とする。
- (2) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、狂犬病法に定める「犬の登録」・「狂犬病予防注射」を行い、これを証明する鑑札・注射済証明書の交付を受けていること。
- (3) 所有者・飼育者・指導士については、暴力団活動等の反社会的行為がなく善良な社会人であること。
- (4) 嘱託指導士は、昼夜を問わず警察の出動要請の電話連絡に応じられること。
- (5) 足跡追及犬は、突発的かつ迅速な出動を必要とすることから、原則30分以内で出動態勢が可能な場所において飼育管理していること。

2 審査順序

審査の順番は、当日抽選で決定する。

3 審査方法

審査方法は、想定現場を2箇所設定し、

配置されたテント及び段ボール箱内から仮想行方不明者1名

雑木林内に倒れている仮想行方不明者1名

を発見する審査とする。

4 実施要領

(1) 競技内容について

ア 指導士は、設定状況を確認できない位置で待機し、係員の指示により受審犬とともに捜索開始位置（指定範囲の外直近）に移動して、同所からリードを離し、口頭・動作のみの遠隔指示で捜索を行うこと。

イ 指導士は、受審犬が行方不明者を発見した告知動作（発見場所で「吠える」等の明確な動作）を示した場合、審査員に報告すること。（仮想行方不明者の存在確認は、捜索隊役の警察職員が行う。）

(2) その他

ア 捜索の所要時間は、各想定現場につき5分とする。

イ 審査開始前、指導士は審査員に申告する際、仮想行方不明者発見時における受審犬の告知動作を報告すること。

ウ 受審犬が捜索範囲を大きく逸脱したときは、審査を中止させる場合がある。

エ 審査中に不正と認められる状況を確認したときは、当該受審犬を失格とする場合がある。

5 採点方法

捜索意欲、正確度及び告知動作等について採点し、発見した不明者数に応じて得点を与える。

得点は、各審査員の採点結果を集計し、その合計点を得点とする。

6 嘱託の合否基準

嘱託警察犬審査委員会において、

審査会における得点・指導士の出動体制・受審犬の実績等を勘案して決定する。